

☆聖書で祈る☆

1 コリント 12：4～11 「霊的な賜物」：20～26 「ひとつの体、多くの部分」(本文省略)

4:賜物にはいろいろありますが、それをお与えになるのは同じ霊です。5:務めにはいろいろありますが、それをお与えになるのは同じ主です。6:働きにはいろいろありますが、すべての場合にすべてのことをなさるのは同じ神です。7:一人一人に“霊”の働きが現れるのは、全体の益となるためです。8:ある人には“霊”によって知恵の言葉、ある人には同じ“霊”によって知識の言葉が与えられ、9:ある人にはその同じ“霊”によって信仰、ある人にはこの唯一の“霊”によって病気をいやす力、10:ある人には奇跡を行う力、ある人には預言する力、ある人には霊を見分ける力、ある人には種々の異言を語る力、ある人には異言を解釈する力が与えられています。

11:これらすべてのことは、同じ唯一の“霊”の働きであって、“霊”は望むままに、それを一人一人に分け与えてくださるのです。

ローマ 12：4～8 「異なった賜物」(本文省略)

マタイ 25：14～30 (ルカ 19：12～27) 「タラントンのたとえ」(本文省略)

▽参考資料▽

使徒職教令 3 (信徒使徒職の基礎)

役務と秘跡を通して神の民を聖化する聖霊は、この使徒職を果たすために、特別のたまものを信者に与えるが(1 コリント 12:7 参照)、それは「霊がおぼしめしのままに、おのおのに分け与える」(1 コリント 12:11)のもので、「おのおのが受けたたまものによって、他人に奉仕する」ためであり、また信者が「神のさまざまな恩恵のよい分配者」(1 ペトロ 4:10)となって、愛においてからだ全体が成長する(エフェソ 4:16 参照)ためである。ごく単純なものをも含めたこれらのたまものを受けるとして、おのおのの信者は、教会においても世間においても、人々の善と教会の建設のために、そのたまものを使う権利と義務とを受ける。しかも、このたまものは「思いのままに吹く(ヨハネ 3:8) 聖霊の自由な導きのもとに、キリストにおける兄弟たち、特に自分の司牧者と交わりながら行使されるべきものである。

『信徒の召命と使命』第 24 項

カリスマは、普通の目立たないものであろうと、例外的なものであろうと、聖霊の恵みです。それは直接的にも間接的にも、教会を築き上げ、人類の幸福と世の必要事に寄与するために、教会共同体において役立つものです。

今日でも、男女信徒の間で多様なカリスマが開花しているのがみられます。これらのカリスマは、個人に与えられるものですが、ほかの人々と共有することもできます。ですから人々の間に特別な霊的親しさを生み出すものとして、尊く生き生きとしたものとして受け継がれ、いつまでも保たれることとなります。

『信徒の召命と使命』第 56 項

実際、一人ひとりにはかけがえのない「自分史」をもつものとして、神の国の実現のために独自の貢献をするように、個々の名前と呼ばれています。どんなに小さな才能であっても、埋もれさせ、使わずにいることはできません。(マタイ 25・24-27 参照)

『アジアにおける教会』第 25 項

(この) 参加する教会とは、それぞれが固有の召命を生き、固有の役割を果たす教会のことです。「宣教のための交わり」と「交わりの宣教」を築き上げるためには、それぞれが自分に与えられている特別な恵みのたまものに気づき、それを発展させ、効果的に活用する必要があります。・・・社会的、経済的、政治的、文化的、教育的背景を理由に、小教区の生活と使命の分かち合いから、何者をも先験的に排除してはなりません。キリストに従う人はだれでも、共同体に差し出すたまものをもっているのですから、共同体は、一人ひとりからたまものを受け取って活用する意志を示さねばなりません。